



認証取得に向けて

MSC／ASC CoC認証プロセスの手引き

MSC Chain of Custody 認証規格：標準バージョン第5.0版

オフィスが一つだけの商社や複数の工場で加工を行なっている加工業者等、認証水産物を単独サイト、マルチサイト(複数サイト)で扱う事業者向けのバージョンです。

目次

はじめに	03
認証が必要な事業者は?	05
認証プロセス	06
審査に向けた準備	09
審査を受ける	10
審査後の手続き	13
MSC/ASCの商標の使用について	15
認証の維持	16
強制労働および児童労働に関する要求事項の順守	19
審査機関との連絡	22





はじめに

MSC(海洋管理協議会)の漁業認証規格もしくはASC(水産養殖管理協議会)の養殖業認証規格に則り認証された持続可能な漁業あるいは養殖場を支援することに誇りを持つグローバル・ネットワークの一員になりませんか。力を合わせれば世界の水産資源を将来にわたって守れるはずです。

CoC認証規格は、認証水産物を認証漁業または養殖場まで確実に追跡するためのものです。この手引きは、「CoC認証規格：標準バージョン第5.0版」を対象に、認証プロセスの各段階について説明するものです。ご質問があれば、お近くのMSC事務所もしくはASC事務所まで、お気軽にお問い合わせください。

最寄りのMSC事務所は

✉ www.msc.org/commercial-contacts でご確認ください。

最寄りのASC事務所は

✉ www.asc-aqua.org/what-you-can-do/get-certified/chain-of-custody

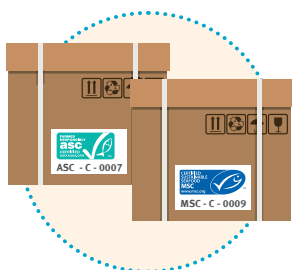
でご確認ください。

「CoC認証規格：標準バージョン」には5つの原則があります。



原則1：

認証製品は認証取得サプライヤーから購入されなければならない



原則2：

認証製品であることが識別できなければならない



原則3：

認証製品は分別されなければならない



原則4：

認証製品は追跡が可能で、数量が記録されなければならない



原則5：

事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない

認証が必要な事業者は?

CoC認証規格は、トレーサビリティおよび認証製品と非認証製品の分別に関する規格で、認証漁業もしくは養殖場から最終販売時点までのサプライチェーン全体に適用されます。

CoC認証の適用資格を有する事業者の例

- 最終消費者およびケータリング業者に水産物を提供する鮮魚店
- 商事、加工、保管部門を有する水産企業

CoC認証を取得する必要がない場合

- 包装済みのラベル付き認証製品を購入し、開封、再包装、ラベルの貼り替えをせずに最終消費者に販売する企業。こうした「消費者向け不正開封防止製品」の例としては、包装された冷凍フィッシュフィンガーやサバの缶詰などが挙げられます。
- 認証製品を購入したものの、認証製品として販売することを望まない場合。これにより、CoCのつながりが途切れてしまうので、販売先の企業も認証製品であることを主張できません。
- 認証製品を法的に所有しない場合。例えば、認証取得企業の請負業者として業務を行っている場合で、請負発注元企業のCoC認証範囲に含まれるケースがこれに該当します。

CoC認証の適用資格を有しない事業者

- 過去2年間に強制労働もしくは児童労働の罪で起訴され有罪となった企業。
- 過去2年間にCoCのつながりを途切らせたことで認証を取り消された企業。
- 過去6ヶ月の間に認証が停止された企業。
- MSC漁業認証規格もしくはASC水産養殖業規格の適用範囲に含まれない増殖漁業や養殖業

認証プロセス

MSCはASCと提携し、MSC CoC認証規格を共用しています。これにより、MSCとASCのCoC認証を一回の審査で併せて取得することができます。

CoC認証プロセスには5つのステップがあります。



申請から認証書の授与に至るCoC認証の全プロセスは、認定を受けた第三者審査機関によって管理されます。審査機関は、審査を行う審査員を任命します。審査員は通常、トレーサビリティ審査の専門家であり、認証プロセスを通じて最も頻繁に連絡を取るようになります。

既に他の制度(例えば、世界食品安全イニシアチブ(GFSI)が認定する制度など)の審査を受けているのであれば、審査機関に問い合わせ、予定されているそれらの審査スケジュールにCoC認証の審査を組み込むことができるかどうかを確認するとよいでしょう。

ワンポイント



審査を予定通りに円滑に進め、コスト効率を高めるためには、周到的な準備と効果的なプロジェクト管理が肝心で、認証プロセスの管理責任を負うスタッフもしくはプロジェクト・マネージャーを任命することが大切です。CoCの連絡担当者は審査機関と連絡を取り合うことになるので、本手引きおよびCoC認証規格を十分に理解しておく必要があります。

ステップ1 審査機関の選定

独立した第三者の立場から、貴社のCoC手順を評価するとともに、審査員を任命するのが審査機関の役割です。

認証プロセスは、貴社の所在地の近くで業務を行なっている審査機関を選定するところから始まります。リストに掲載されている審査機関はすべて、独立した[適合保証機関](#)の認定を受けています。

複数の審査機関から見積もりをとることをお勧めします。認証サービスのコストには、交通費や審査費用のほかにも諸費用が発生する可能性があります。長期的なコスト構造の概要を把握しておくことが大切です。MSCあるいはASCは審査費用に関しては一切関わることはなく、またそこから収益を得ることもありません。

見積もりを出すにあたり、審査機関は以下の情報を求める場合があります。

- 認証製品として売買したいと考えている魚種について
- 認証水産物に関する業務について（例：包装、加工、売買）
- 認証を取得しているサプライヤーとの取引の有無
- 貴社の所在地ならびに現場数
- 認証水産物の加工、包装、輸送、保管について請負業者を使用するかどうか
- 認証魚種と非認証魚種の両方を取り扱うかどうか。

見積もりを踏まえ審査機関を選定した後、審査機関から契約書が送られてきます。



ステップ2 審査に向けた準備

誰が何をいつまでに行うかといった明確な計画があれば、審査は複雑なものではなく、簡単に済みます。

スタッフの研修

CoC認証規格の順守とトレーサビリティの確保を維持するための役割を、担当責任者全員が確実に理解できるようにする責任は貴社にあります。CoC認証規格では「担当責任者」を、認証水産物の完全性に影響を及ぼす決定もしくは手順を実施するスタッフと定義しています。

既存の研修プログラムにCoCに関する研修を組み入れることも可能です。研修は対面に限らず、オンラインや紙媒体などで実施しても構いません。講師は要求事項をよく理解している人（あるいは迅速に習得できる人）であれば誰でもかまいません。研修プログラムの記録は保管しておく必要があります。該当する言語に翻訳されている研修用教材があるかどうかを最寄りのMSC事務所に問い合わせください。

審査の事前チェックリストおよび是正措置

審査の事前チェックリストを使って、現時点でどの程度CoC認証規格を満たしているか、どのような是正措置が必要かを確認してみてください。

規格を満たすために新しいプロセスや手順、システムの導入が必要な場合には、審査前にそれらが機能しているかを確認してください。変更を行わない場合でも、審査のスケジュールを立てる前に現地を実際にチェックすることをお勧めします。それが不適合の提起を防ぐことにつながります。

審査スケジュールを立てる

審査の日程については、審査員のスケジュールに左右されますので、早めに予約を入れると良いでしょう。また、使用したい言語の希望も伝えるようにしましょう。



**MSC CoC審査の
事前チェックリストは**

www.msc.org/docs/coc-pre-audit-checklist-V2

からダウンロードできます。



ステップ3 審査を受ける

審査員は、CoC認証規格の要求事項を満たすために貴社が講じている手順、プロセス、システム、そして研修の有効性、確実性を実証する証拠を求めます。そして、文書や記録を検証し、スタッフの聞き取り調査を行い、プロセスがどのように機能しているかを確認します。

審査の場所

大半の審査は、貴社の所在地で行われる他、認証範囲に含まれるすべての現場でも同様の審査が行われます。

初回認証審査の場合、以下の二つの条件を満たしている事業者や現場については遠隔審査が認められます。

- 事業者は認証製品を取り扱う上で請負業者を利用しない。
- 現地監査を必要とする高いリスク要因が他にない。

審査時間

審査に要する時間は、貴社の規模、業務の複雑さ、および認証のものとして売買しようとしている認証魚種の数により異なります。

MSC/ASCは以下の企業を除いては最低所要時間を設けていません。

- 加工業者もしくは請負加工業者
- 所在地が汚職認識指数による最新のスコアが41未満の国にある。(所在地がある国のトランスパレンシー・インターナショナルの最新の汚職認識指数のスコアはwww.transparency.org/research/cpiでご確認ください。)
- 認証水産物と非認証水産物の両方を取り扱っている。
- 年間5,000トン以上、もしくは20バッチ以上の水産物(認証と非認証合わせて)を購入している。

上記の条件すべてに該当する事業者の審査については、MSC/ASCは最低所要時間を設けており、現地にて2営業日にわたって最低12時間かけなければなりません。

ワンポイント



初回認証審査までに認証水産物を購入していないことはよくあります。その場合、審査員は認証製品の代わりに類似の製品を使って、貴社が水産物の識別、分別およびトレーサビリティのために講じている措置を検証します。

審査プロセス

審査は開始時ミーティングで始まります。審査員はこのミーティングにおいて貴社のCoC認証の適用資格を確認します。また、審査プロセス、審査計画、審査の範囲（審査対象の製品と業務）、検証する文書について、そして請負業者あるいは他の現場への視察が必要かどうかも確認します。貴社からは、CoC連絡担当者だけでなく、他の関係するスタッフも出席されることをお勧めします。開始時ミーティングを利用して審査や認証プロセスに関する疑問を解決すると良いでしょう。

審査において、審査員は以下のことを実施します。

確認

- ☐ 認証製品と非認証製品の分別、識別、混在防止のために貴社および請負業者で講じられている措置
- ☐ 有効なライセンス契約の条件を満たしているとして承認されたパッケージデザインの確認により、MSCラベルとASCロゴの使用許諾を得ているかどうか
- ☐ 使用される非認証原料が正確に計算されているかどうか（該当する場合）
- ☐ 労働慣行のリスク評価および労働監査が必要かどうか

レビュー

- ☐ 認証範囲内の各業務（取引、卸売、加工等）の管理システム
- ☐ 文書化された手順（分別のための実施要綱、承認済みの購買リスト、研修マニュアル等）の内容と実施状況
- ☐ 他社からの認証水産物の請負加工（該当する場合）
- ☐ 認証魚種の購入、入荷、販売および物理的取り扱いに関する記録

聞き取り調査

- ☐ 担当責任者の一部を対象に、CoCに関する手順を理解、実施する能力を有しているかどうかを確認（トレーサビリティを確実にするために各自が果たすべき役割等についての説明を求めるなど）

検証

- ☐ 以下に関する貴社および請負業者（利用している場合）の記録：
 - トレーサビリティ検査 — 納品番号および社内のトレーサビリティ、購入、取り扱いおよび販売の記録による入出荷照合
 - 製品の購入と納品記録を照合
 - 特定の期間および／もしくはバッチの入出荷照合。転換率（歩留り）の計算と評価を含む。
- ☐ 貴社によるMSC第三者労働監査に関する要求事項の順守

トレーサビリティ検査

特別な状況においては、DNA検査等のトレーサビリティ検査を行うために、審査員が認証製品のサンプルを少量採取する場合があります。

審査の終了時ミーティング

審査が終了した段階で、審査員は終了時ミーティングを開き、審査結果の概要を説明します。認証範囲、サプライヤーや請負業者リストが正確であるかどうか、そして認証内容に変更がある場合はいつ審査機関に通知しなければならないかについて確認します。



ステップ4 審査後の手続き

審査後、10営業日以内に提起された不適合の詳細を含む審査結果の概要が審査員から送られてきます。

不適合

CoC認証規格の要求事項が十分に満たされていない場合、審査員は不適合を提起することができます。貴社は指定された期日までに不適合の内容を検討し、どのように対応するかを決めなければなりません。

	必要な行動
軽度不適合 CoC認証規格に適合してはいないものの、CoCの整合性は損なわれない場合	是正措置ならびにその実施スケジュールを示す有効な行動計画を審査機関に提出する。 審査機関が行動計画を受け取り、その有効性を認めてからでなければ認証は発行されません。
重度不適合 CoC認証規格に適合しておらず、CoCの整合性そのものが損なわれてしまう場合	初回認証審査から90日以内に不適合を解消するために、不適合の原因分析、是正措置とその実施スケジュールを盛り込んだ有効な行動計画を審査機関に提出する。 これができない場合には、初回認証審査を再度受けなければなりません。

不適合の例

CoC認証規格に関するそれぞれの役割について、スタッフの知識や理解が不十分であり、製品の整合性を損なう可能性があると考えられる場合。

強制労働および児童労働に関する要求事項を順守していないことが発覚した場合。

ワンポイント



貴社のスタッフが認証製品と非認証製品の分別方法を理解していない場合、不適合が提起される可能性が高くなります。CoCを維持するために、ラベル、コード、マークを使って分別するのも一つの方法です。

認証の決定

審査機関は、審査から30日以内、もしくは不適合の解除あるいは等級の引き下げにつながる証拠を受理してから30日以内に、認証授与に関する決定を下さなければなりません。決定から10日以内に、審査機関は最終の審査報告書を貴社に送付します。

必要に応じて、審査報告書のいくつかの項目について、それが間違いないことを確認するための署名を求められる場合があります。その後、審査機関は貴社の認証範囲、請負業者、サプライヤー、審査日、最終審査報告書、認証書、固有のCoCコードといった情報をMSCあるいはASCのデータベースにアップロードします。

おめでとうございます！ 認証を取得しました！

認証取得後、[MSCのサプライヤー・データベース](#)および／もしくは[ASCのサプライヤー・データベース](#)を検索すれば、貴社の認証状況が「有効」として表示されるはずです。これで正式にMSCおよび／もしくはASC認証水産物を販売することができます。

MSCとASCのサプライヤー・データベースは認証の有効性を確認するための公式の情報源です。データベースにCoC認証が有効であることが表示されない企業は、認証サプライヤーとして認められません。審査報告書および機密情報は、MSCとASCのサプライヤー・データベースには表示されません。

CoC認証書について

認証の範囲：貴社の認証の範囲には、取り扱うことのできる認証魚種ならびに認証水産物に関する貴社の業務が含まれています。認証範囲に含まれる業務については巻末の一覧表に説明があります。

認証範囲に含まれる製品：MSC/ASC認証以外の水産物を取り扱っていてもCoC認証は取得できます。

認証に含まれる現場：認証製品を物理的に所有もしくは法的に所有するすべての所在地は認証に含まれなければなりません。CoC認証規格では、そうした所在地(施設、工場、倉庫、事務所)を現場と呼んでいます。

CoC認証規格の標準バージョンによる認証の種類：

一つの現場のみの認証は「単独サイト認証」

複数の現場の認証は「複数サイト認証」



ステップ5 MSC/ASCの商標の使用について

MSC/ASCのラベルは、製品が持続可能な水産物であることを消費者に伝える有効なツールです。最終消費者や企業顧客向けの販促を目的とする素材にMSCおよび／もしくはASCの商標を使用するためには、ラベル使用ライセンス契約を結ばなければなりません。

ラベル使用ライセンス契約は、認証の申請中や初回認証審査後に交わすことができます。契約後、パッケージデザインに使用するMSCラベルおよび／もしくはASCロゴの高画質ファイルを手に入れます。契約を交わす以外に、パッケージデザインのデータとMSCおよび／もしくはASCの商標を付けて販売したい製品に関する情報を記入した**製品承認申請書**を提出する必要があります。企業間取引でASCロゴを使用する場合にも承認が必要です。トレーサビリティ、識別、あるいは内部研修目的のためにMSCおよび／もしくはASCという頭字語を使用する場合には承認を得る必要はありません。

詳しくはwww.msc.org/msc-label（日本語:<https://www.msc.org/jp/forbusinessesjp/useBluefishlabelJP/approveJP>）もしくはwww.asc-aqua.org/our-logoをご覧ください。



認証の維持

認証の有効期間は3年です。その間、監査を受けることになります。再認証審査は3年ごとに実施されます。

監査

監査は一年ごとに実施されますが、以下の**いずれかの**条件を満たしており且つその他の高リスク要因が確認されない場合は18ヶ月ごとの監査になります。

- 認証水産物のみを取り扱っている。
- 貴社もしくは現場は認証製品の取引(売買)のみを行っている。
- 密閉された箱あるいは容器に入った認証水産物のみを扱い、再包装、加工、改変は一切行わない。

以下の**すべての**条件を満たしている場合には、遠隔監査を受けることができます。

- 取引(売買)のみを行なっている事業者あるいは現場である。
- 所在する国の腐敗認識指数のスコアが41以上である。
- その他の高リスク要因が確認されない。

僅かではありますが、抜き打ちでの監査を受ける可能性があります。各審査機関は、少なくともクライアントの1%に対し、抜き打ち監査を実施しなければならないことになっているからです。もし抜き打ち監査の対象となった場合には、具体的な審査日は知らされませんが、6ヶ月以内に実施するという通知があります。この場合、抜き打ち監査は自動的に予定されている次の通常の監査の代わりとして扱われます。

監査のスケジュール調整

監査は認証取得日より12ヶ月ごともしくは18ヶ月ごとに実施されますが、貴社の都合に合わせ、監査時期を期日の前後90日までずらすことができます。

監査における不適合

監査において、規格が十分に満たされていないと判断された場合、審査員は不適合を提起することがあります。その場合、貴社は以下の行動を取らなければなりません。

軽度不適合	重度不適合
次に予定されている監査までに是正しなければなりません。 次回の監査で同じ軽度不適合が発見された場合、重度不適合となります。	監査日から30日以内に、不適合を解消、もしくはその等級を下げるために、原因分析、是正措置およびその実施スケジュールを含む有効な行動計画を審査機関に提出しなければなりません。 これができない場合には、認証が停止されます。

強制労働および児童労働に関する要求事項

強制労働および児童労働に関する要求事項についての重度不適合は必ず是正しなければなりません。等級が引き下げられることはありません。過去2年間に強制労働もしくは児童労働の罪で起訴され有罪となったことが判明した場合、認証は即時無効となります。

認証の停止

不適合の等級システムにより、認証停止を回避するための警告や是正を行う機会が与えられますが、製品の整合性やCoCが損なわれてしまった場合には、認証が即時停止されることもあります。

認証は以下のいずれかの理由によって停止されます。

- 事業者の行動あるいは怠慢により、CoCのつながりが明らかに途切れてしまった場合
- 非認証製品を認証製品として販売した場合
- 認証製品として販売したものの、認証製品であることが実証できない場合
- 指定された期間内に重度不適合への対応を行わなかった場合
- 決められた期間内に監査もしくは再認証審査を受けることに同意しない場合
- ライセンス契約がMSCIもしくはASCIによって取り消され、指定された期限内に指示に応じなかった場合
- MSCの第三者労働監査に関する要求事項を順守しておらず、それを2日以内に審査機関に通知しなかった場合

認証停止日以降、製品を認証のものとして販売することはできません。また、認証停止から4日以内に書面にて認証の停止を顧客に通知しなければなりません。

30日以内に停止が解除されるためには、原因分析を含む是正行動計画が審査機関に承認され、その計画を実施しなければなりません。

不適合製品が社内で発見された場合

事業者が誤表示もしくは不適合製品を発見し、自ら審査機関に通知した場合、不適合製品に関する手順に正しく則っていれば、製品の整合性を維持する意思があるとみなされ、審査機関が認証を停止することはありません。誤表示もしくは製品の不適合が再度発生した場合には、認証が停止されることもあります。

強制労働および 児童労働に関する要求事項の順守

MSCとASCは、MSC/ASC認証製品が強制労働や児童労働に関与していないという保証の更なる強化を図るためにCoCプログラムを改定しました。これにより、CoC認証の一環として、労働に関する監査を受ける必要が生じる場合があります。

CoC認証の範囲に加工（請負加工及び請負加工業者の利用を含む）、包装、再包装、認証取得元からの直接の積荷の手降ろしが含まれる場合は、以下の二つ以上の指標において、低リスク国とみなされない限り、労働監査が必要となります。

- [Country Risk Assessment Process for SA8000](#)（SA8000のカントリーリスク評価プロセス）
- [International Trade Union Confederation Global Rights Index](#)
（国際労働組合総連合世界人権指標）
- Ratification of five or more UN conventions on forced or child labour, human trafficking or seafood/fishing ([C188](#), [C105](#), [C182](#), [C29](#), [Protocol to C29](#), [Palermo Protocol](#), [UN Slavery Convention \(1926\)](#)), [UN Supplemental Slavery Convention \(1956\)](#), [Port State Measures Agreement](#))
（強制労働または児童労働、人身売買、もしくは水産物／漁業に関する5つ以上の国連条約（第188号、105号、182号、29号、条約29号議定書、パレルモ議定書、1926年奴隷制度廃止条約、1956年奴隷制度廃止補足条約、寄港国措置協定）の批准）
- [US Department of Labor List of Goods made with incidence of forced and child labor](#)
（米国労働省の「強制労働ないし児童労働によって生産された商品リスト」）

CoC審査／監査の前日までにはカントリーリスクについて審査員から通知があります。

労働に関する監査が必要な場合には、以下を満たした監査でなければなりません。

- 現地監査であること
- 独立した第三者審査員によって実施されること
- MSCが認定した労働監査プログラムであること
- 該当する労働に関する監査プログラムの業績指標を満たしていること

MSC認定の労働に関する監査プログラム	順守しなければならないプログラムの業績指標
Amfori Business Social Compliance Initiative (Amfori ビジネス・ソーシャル・コンプライアンス監査)	監査でゼロ・トレランスの問題が発見されなかった
SEDEX SMETA (SEDEX(サプライヤー倫理情報共有プラットフォーム)のSMETA倫理的取引監査)	監査でビジネス・クリティカル（重大なビジネス問題）が発見されなかった
Social Accountability International's SA8000 (ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナルのSA8000監査)	有効なSA8000認証

ゼロ・トレランスとビジネス・クリティカルは早急な対応を要する深刻な労働問題です。労働者の重大な人権侵害、または甚大な人権侵害を示す現地の法律の違反も含まれます。[Amfori BSCIゼロ・トレランス議定書](#)および[SEDEX-SMETAのノンコンプライアンス・ガイドライン](#)については各ウェブサイトをご参照ください。

監査は、自社で選択した労働に関する監査プログラムのスケジュールに則って行われます。プログラムにより、監査は半年毎、1年毎、あるいは2年毎に実施されます。

MSCがこれらの労働に関する監査プログラムを選定した理由は？

MSCは以下の理由でこれらプログラムを選定しました。

- 国際的に認知されている
- 水産業界で一般的に使用されている

MSCはリスク指標をどのようにして選定したのか？

MSCは広範囲にわたる外部との協議を通じ、適切で効果的かつ効率的なリスク評価指標の検討を重ねた結果、以下の理由で選定しました。

- 国際的に認知されている
- 水産業界のリスク評価手法として一般的に利用されている
- 透明性のある手法である
- ステークホルダーから支持されている
- 強制労働と児童労働および／もしくは水産物に特化している

審査機関に対して関連する労働監査プログラムの順守していることを示す方法は？

労働に関する監査プログラムに順守していることを示すために、審査員への認証書の提示を求められる場合があります。そのほかにも当該プログラムのプラットフォームやポータルサイトにログインする必要があるかもしれません。

ソーシャル・コンプライアンス監査および当該プラットフォームへのアクセス担当が社内の別のスタッフの場合、労働に関する監査の結果を示せるように、担当者をCoC審査／監査実施日に必ず立ち合わせなければなりません。

順守しなかった場合は？

CoC認証規格の労働に関する業績評価指標を満たしていない時点(amfori BSCI 監査でゼロ・トレランスの問題が発覚した場合など)より2営業日以内に審査機関にその旨を通知しなければなりません。CoC認証を維持するためには、30日以内に問題に対処しなければなりません。

猶予期間

労働に関する監査では、計画に時間と労力がかかることをMSC、ASCは認識しています。そのため猶予期間を設けました。

改定された新しいCoC認証規格を適用する最初の監査時(初回審査、監査、更新審査を問わず)において労働に関する監査が完了している必要はありません。その代わりに、次の審査／監査までに労働に関する監査を完了することに同意する合意書に署名することが求められます。

つまり、改定された新しいCoC認証規格を適用した最初の審査／監査から約12ヶ月以内に労働に関する監査が完了していればよいということになります。

審査機関との連絡を大切に

審査機関との連絡事項は審査／監査に関するものがほとんどですが、それ以外にも連絡しなければならない場合があります。

変更に関する審査機関への通知

以下の場合、審査機関に通知しなければなりません：

- 不適合製品を発見した場合(2日以内に通知)
- 新たな認証魚種を入荷した場合(10日以内に通知)
- 新規のサプライヤーからの認証製品を入荷した場合(10日以内に通知)
- CoC連絡担当者を新たに任命した場合(10日以内に通知)
- Amfori BSCI監査でゼロ・トレランス問題が発覚した場合など、CoC認証規格の労働に関する業績評価指標を満たしていない場合(2日以内に通知)
- 審査機関を変更する場合
- 審査員や審査機関に関する苦情がある場合

以下の場合、審査機関の書面による承認を申請しなければなりません。

- 認証範囲に含めていない新しい業務を追加する場合
- 認証水産物の加工や包装に関して新規の請負業者を使用する場合
- CoC認証規格を共有するプログラム(ASCなど)により認証された製品を購入する場合
- 認証に新たな現場を追加する場合。認証に新たな現場を追加する場合は、その現場に対して審査機関による初回審査が求められます
- 審査中の漁業、養殖場からの魚介類を取り扱う場合
- 現場の住所や企業名を変更する場合

表 1: 認証範囲の業務の定義：貴社の認証範囲にある業務はCoC認証に記載されます。最も一般的な業務および定義は以下の通りです。

水産物の取引（売買） 認証製品を法的に所有しない請負業者を除く殆どの事業者に該当する可能性が高い（魚粉や魚油の売買という下位区分がある）
保管 認証製品を倉庫などに保管する事業者
輸送 法的に所有している認証製品を輸送する事業者
配送 法的に所有していない認証製品（小分けされる、されないは関係なく）を、密閉容器、パレット等で受け取り、顧客もしくはグループ内の事業者へ納品する事業者
卸売 法的に所有する認証製品を密閉容器、パレット等で受け取り、顧客もしくはグループ内の事業者へ販売する事業者
包装／再包装 包装の改変はするものの、製品そのものは改変しない場合
加工 一次加工、二次加工、付加価値加工、魚介類の下ごしらえ、あるいは製品の改変を行うその他の業務（但し、消費者向け小売、レストラン、消費者向けのテイクアウトは除く）
請負加工 認証製品を法的に所有する企業に代わって当該製品の加工を行う認証取得業者（製品を法的に所有していない）
請負加工業者を使用 認証を取得していない請負加工業者に認証製品の加工、再包装、改変を委託する認証取得業者
消費者向け小売 消費者が製品を購入し、持ち帰り、調理する場合。小売業の鮮魚売場、鮮魚店、消費者への直売市場を含む
消費者向けレストラン／テイクアウトサービス その場で調理された製品を消費者に直接販売する外食サービス。

CoC認証規格

	標準バージョン	消費者向け事業者 (CFO)用バージョン	グループ向けバージョン
対象は？	オフィスが一つだけの商社や、複数の工場で加工を行なっている加工業者等、認証水産物を単独の現場あるいは複数の現場で扱う事業者向け。	規模に関わらず、最終消費者に直接認証水産物を販売する小売業者、レストラン、ケータリング業者、鮮魚店向け。	生協、フランチャイズ、垂直統合企業など、本部のほか、複数の所在地で認証水産物の配送、加工、取引を行っている事業者向け。
記録の保持	記録は3年間保持しなければならない。認証製品の保存可能期間が3年を超える場合はそれより長く保持しなければならない。	記録は18ヶ月間保持しなければならない。	記録は3年間保持しなければならない。認証製品の保存可能期間が3年を超える場合はそれより長く保持しなければならない。 グループ本部／グループマネージャーは最新の現場登録簿を保持しなければならない。
監査の頻度	すべての現場に対して定期的に実施される。事業のリスクレベルにより、12ヶ月毎あるいは18ヶ月毎の現地監査もしくは遠隔監査が実施される。	本部と作業現場、消費者向けの現場の一部に対し年次の現地監査が実施される。消費者向け事業者のリスクレベルにより、特定の割合の現場については直前の通知による監査が実施される(48時間以内の通知)。	グループ本部／グループ管理部門および一部の現場に対し年次の現地監査が実施される。 監査対象の現場数はグループのリスクレベルによって決まる。
監査における不適合および認証停止ルール	どの現場に対しても不適合が提起されることがある。どの現場も個別に認証が停止される。	本部に対し不適合が提起される。CFOの認証そのものが停止される。現場での一度限りの偶発的な人為的ミスにより、非認証製品が認証ものとして販売されてしまった場合には、即時停止ではなく、重度不適合が提起される。	不適合は現場ごとおよび／もしくはグループ本部／グループ管理部門に対し提起される。 認証停止は現場ごと、階層ごと、あるいはグループ全体に及ぶ場合がある。
内部監査と内部レビュー	内部監査の要求事項はない。	任意の内部監査。	内部監査と内部レビューは必須。
研修	すべての担当責任者が研修を受けていなければならない。	すべての担当責任者に対する厳格な研修要求事項がある。研修記録は保持しなければならない。	すべての担当責任者は研修を受けていなければならない。研修記録は保持しなければならない。

詳しくは以下までお問い合わせください。

Marine Stewardship Council (MSC)

www.msc.org/commercial-contacts
info@msc.org



@MSCecolabel #MSCcertified



/marine-stewardship-council



/sustainableseafood

Aquaculture Stewardship Council (ASC)

[www.asc-aqua.org/what-you-can-do/
get-certified/chain-of-custody](http://www.asc-aqua.org/what-you-can-do/get-certified/chain-of-custody)

info@asc-aqua.org



@asc_aqua



/aquaculture-stewardship-council

© Marine Stewardship Council 2019

免責事項：本文書内の記載事項は発行時点におけるものである。本文書は手引きとして編集されたものであり、本文書の内容に関して解釈に問題が生じた場合は、すべて英語版のMSCプログラム文書に準拠すべきものとする。